

2021年7月1日

**会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定する
吸収合併存続会社の事後開示事項**

東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号

ソフトバンクグループ株式会社

代表取締役 会長兼社長執行役員 孫



当社は、当社とネットカルチャー合同会社間で締結した 2021 年 5 月 21 日付け合併契約書に基づき、当社を吸収合併存続会社、ネットカルチャー合同会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の定めに従い、次のとおり本合併に係る事項を開示いたします。

1. 本合併が効力を生じた日

2021 年 7 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 789 条及び第 793 条の規定による手続の経過

ネットカルチャー合同会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 793 条第 2 項の規定に基づき、2021 年 5 月 31 日付の官報に合併公告を掲載するとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いました。異議申述期限（2021 年 6 月 30 日）までに異議を述べた債権者はいませんでした。

**3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、
同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過**

(1) 本合併をやめることの請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当し、当社の株主は、同法 796 条の 2 の規定による本合併をやめることの請求はできないため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当し、当社の株主は、同法 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をすることはできないため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 5 月 31 日付の官報に合併公告を掲載するとともに、同日から 2021 年 6 月 30 日までの期間電子公告を行いました。異議申述期限（2021 年 6 月 30 日）までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2021 年 7 月 1 日をもって、ネットカルチャー合同会社の資産・負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

該当事項はありません。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年 7 月 15 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上